

燕市スマートファクトリー加速化補助金 申請要領

「中小企業デジタル化・AI導入補助金」または「中小企業省力化投資補助金」を活用して設備投資を行う事業のうち、スマートファクトリー化に資する事業について、事業費用の一部を市が負担し、市内中小企業のスマートファクトリー化を促進します。

燕市産業振興部商工振興課

令和8年4月

1 対象者

次の1～4のいずれにも該当する事業者が対象となります。

1. 日本標準産業分類に定める製造業、卸売業及び道路貨物運送業の事業を営む者で、燕市内に事務所または事業所を有し、1年以上事業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者）
2. つばめ子育て応援企業の認定を受けている者
3. 納税状況が良好である者
4. 以下のいずれにも該当しない者
 - (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有し、又は出資している中小企業
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額3分の2以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
 - (4) 風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む個人事業主または法人
 - (5) 燕市暴力団排除条例（平成24年燕市条例第2号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う個人事業主または法人

2 補助対象事業

令和8年4月1日以降に「中小企業デジタル化・AI導入補助金」または「中小企業省力化投資補助金」（以下「デジタル化・AI導入補助金」「省力化投資補助金」という。）の交付決定を受けた事業のうち、「3 補助対象となるITツール・設備」に定めるITツールまたは設備を導入する事業。ただし、本補助金の交付決定日以前に導入したITツール・設備については補助対象外です。

3 補助対象となるITツール・設備

採択された補助金	対象となるITツール・設備等の詳細
中小企業デジタル化・AI導入補助金	中小企業デジタル化・AI導入補助金公募要領（通常枠）に定める「業種固有プロセス（製造業、運送業及び卸売業に限る。）」に該当する機能の構築に資する設備
中小企業省力化投資補助金（カタログ型）	中小企業省力化投資補助金の補助対象としてカタログに登録された製品等のうち、以下に記載する業務が「対象業務プロセス」に位置づけられている設備

	加工・生産、検査、計測・分析、梱包・加工、運送・運搬、保管・在庫管理、印刷、搬送業務、入出庫、資材調達
中小企業省力化投資補助金（一般型）	ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一若しくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレーター（SIer）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）

4 補助率・補助限度額

補助対象経費の1/2。補助限度額 200 万円。

※消費税、振込手数料などは含まない。

5 補助対象経費の算出について

①補助対象相当額 = 国補助金の補助対象経費 - 国補助金の補助金の額

②補助対象経費 = ① × $\frac{\text{スマートファクトリー化に資する設備投資に要する経費の額}}{\text{国補助金の補助対象経費の額}}$

6 事業実施期間

「デジタル化・AI 導入補助金」および「省力化投資補助金」の事業実施期間に準じます。事業終了予定が令和 9 年 4 月以降を予定している場合は、必ず事前にご相談ください。

7 補助対象とならない経費

以下の経費は対象経費とはなりませんので、ご注意ください。

- バックオフィス業務に係る経費
- 補助金交付決定通知日より前に開始された事業に係る経費
- 個人が立替払いをした経費
- 相殺等により補助対象経費として明確に区分できない経費
- 補助対象経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できない経費
- その他、対象事業に係る経費として認められないもの

8

申請受付期間

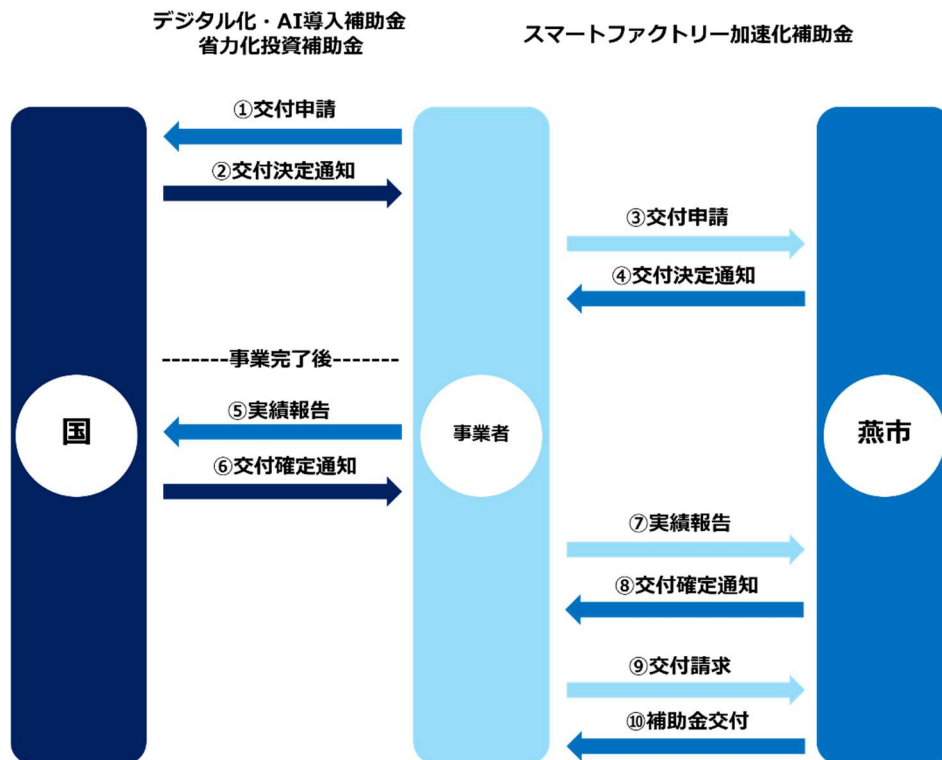
令和8年4月1日(水)～12月25日(金) (当日消印有効)

※予算が上限に達した時点で予告なく受付を終了します

9

申請から交付までの流れ

1. 「デジタル化・AI導入補助金」または「省力化投資補助金」の交付決定を受ける。(①②)
2. 「スマートファクトリー加速化補助金」の交付申請書類を揃えて燕市役所に提出し、交付決定を受ける。必要に応じて、申請時に追加のヒアリング等を実施します。(③④)
3. 補助対象事業を開始し、補助対象事業の作業および支払いが完了したら、「デジタル化・AI導入補助金」または「省力化投資補助金」の実績報告を行い、金額の確定を受ける。(⑤⑥)
4. 「スマートファクトリー加速化補助金」の実績報告書類を揃えて燕市役所に提出。提出した内容に問題がなければ、燕市役所から「確定通知書」を発行します。(⑦⑧)
5. 燕市役所から「スマートファクトリー加速化補助金」の「確定通知書」が届いたら「交付請求書」を作成して燕市役所に提出。(⑨)
6. 燕市役所から指定口座に補助金を振り込みます。(⑩)



※申請される場合は必ず事前にご相談ください。（ご不明な点は、お問い合わせください）

10 提出書類

交付申請

申請受付期間内に次の書類を提出してください。

1. 交付申請書（様式第1号）
2. 事業計画書（様式第1号 別紙）
3. つばめ子育て応援企業認定証の写し
4. 補助対象経費の見積書などの写し
5. 納税証明書または納税状況確認に係る同意書
※個人事業主で市外に居住の場合は、居住地で取得した納税証明書
6. 事業内容がわかるもの
【例】・導入設備等の構成図、ソフトウェア、ハードウェアのカタログ等
7. 「デジタル化・AI導入補助金」または「省力化投資補助金」の交付決定通知書

実績報告

補助対象経費の支払いが終わり、「デジタル化・AI導入補助金」または「省力化投資補助金」の交付金額が確定した後、速やかに次の書類を提出してください。

1. 実績報告書（様式第8号）
2. 事業報告書（様式第8号 別紙）
3. 支出実績を証明する書類の写し ※支出の内訳がわかるもの
【例】・銀行の振込金受取書（振込明細書）の写し
・領収書の写し（金額に応じて印紙が貼ってあるもの）
・通帳の振り込み金額が明記されたページの写し など
4. 支出実績の内訳を証明する書類の写し（請求書等）
5. 完了した事業内容がわかるもの
【例】・システムのマニュアル、表示画面のキャプチャ
・センサリング機器等の写真

※必要により、その他の資料提出を依頼する場合があります。

交付請求

確定通知書を受け取ったら次の書類を提出してください。

1. 交付請求書（様式第10号）

変更申請

交付決定後に事業内容が変更する場合、次の書類を提出してください。※事前にご連絡ください。

1. 変更承認申請書（様式第4号）

※交付決定額の増額変更はできません。

※軽微な変更の場合は、提出の必要はありません。

中止（廃止）申請

交付決定後に事業を中止（廃止）する場合、次の書類を提出してください。

1. 中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

11 申請方法

いずれかの方法で申請してください。

1. 郵送の場合

宛先：〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地

燕市産業振興部商工振興課 宛て

2. 市役所の窓口

燕市役所 3階24番窓口（商工振興課）

3. 申込フォームでの申請

交付申請



<https://logoform.jp/form/JYpZ/1512267>

実績報告



<https://logoform.jp/form/JYpZ/1512301>

12 お問い合わせ

燕市 産業振興部 商工振興課

電話：0256-77-8232【直通】 電子メール：shoko@city.tsubame.lg.jp

※当補助金に係る取扱いは、燕市補助金等交付規則及び燕市スマートファクトリー加速化補助金交付要綱に定めるほかは、本紙「申請要領」によりますので、ご注意ください。